別表2

水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）

（最終改正：平成27年厚生労働省令第15号）

	項目名	基準値	備考
1	一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下	病原微生物
2	大腸菌	検出されないこと	
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下	無機物質・金属類
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L	
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下	
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L	
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下	
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/L以下	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下	
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下	
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	有機物質
15	1，4－ジオキサン	0.05mg/L以下	
16	シス－1．2－ジクロロエチレン及びトランス－1．2－ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	
21	塩素	0.6mg/L以下	消毒剤・消毒副生成物
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	
26	臭素酸	0.01mg/L以下	
27	総トリハロメタン（22、24、28及び29のそれぞれの濃度の総和）	0.1mg/L以下	消毒剤・消毒副生成物
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	
30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下	色
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下	
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下	
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下	
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下	味
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下	色
38	塩化物イオン	200mg/L以下	味
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	
40	蒸発残留物	500mg/L以下	
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	発泡
42	（4S，4aS，8aR）－オクタヒドロ－4，8a－ジメチルナフタレン－4a（2H）－オール（別名ジェオスミン）	0.00001mg/L以下	臭い
43	1，2，7，7－テトラメチルビシクロ[2，1，1]ヘプタン－2－オール（別名2－メチルイソボルネオール）	0.00001mg/L以下	
44	非イオン性界面活性剤	0.02mg/L以下	発泡
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg.L以下	臭い
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L以下	味
47	pH値	5.8以上8.6以下	基礎的性状
48	味	異常でないこと	
49	臭　気	異常でないこと	
50	色　度	5度以下	
51	濁　度	2度以下	